

もしもし
のってこ優タクシー
を利用したいの
ですが…



久御山町

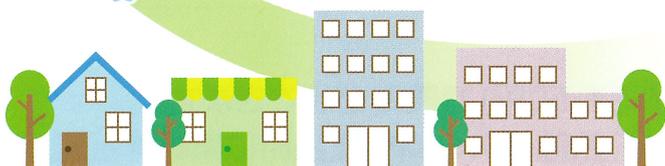


デマンド乗合タクシー

のってこ

ゆう

優タクシー



のってこ優タクシーとは

路線バスへの乗車が困難な方を対象に、現在運行中の『のってこタクシー（デマンド乗合タクシー）』制度を活用し、より乗車しやすいよう『のってこ優タクシー』として運行しています。

運行内容は町内を一つのエリアとし、電話予約のうえ、地域の集会所等に設置した各停留所から乗車いただき、各停留所間を移動できます。

※「のってこ優タクシー」には路線バス運行ルートにかかる停留所の利用制限がありませんので、いずれの停留所間でも利用することができます。

のってこ優タクシーを利用するためには利用登録が必要です。

利用対象者

路線バスへの乗車が困難な下記区分に該当する方が対象となります。

区分	対象者
高齢	要支援・要介護1～2認定者
	65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者
子育て	母子健康手帳を所持している妊産婦（母子健康手帳記載の出産日または出産予定日以後2年を経過する月末まで対象）
	療育教室通室児の保護者
交通	65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者
障害	身体障害・療育・精神障害の各手帳所持者
	自立支援医療受給者証所持者（精神通院・育成医療）
	特定医療費（指定難病）受給者証所持者

※各要件の認定期間等がのってこ優タクシーの有効期限となります。

利用料金

大人 200円 子ども 100円

※大人：中学生以上、子ども：小学生（乳幼児は無料で乗車いただけます。）

※「のってこタクシー」回数券でお支払いください。

※回数券は、『久御山町役場（福祉課または新市街地整備課）、ゆうホール、クロスピアくみやま、のってこタクシー車内、のってこ優タクシー車内』で購入することができます。

※同乗する介護者の方も200円（子どもについては、大人が2人以上乗車している場合、100円）となります。

乗り継ぎについて

下表のとおり停留所から鉄道駅まで100円(子ども50円)で乗継ぎができます。

タクシー降車時に乗務員から乗継券を受け取り、路線バスの料金支払時に乗継券と現金をお支払いください。

乗継停留所	乗継後の行先		
まちの駅 クロスピアくみやま	京阪中書島駅	近鉄大久保駅	
北川顔			京阪淀駅
久御山町役場前		近鉄大久保駅	京阪淀駅



登録方法

デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」を利用するためには登録が必要です。

1 登録申請書を提出します。

利用登録申請書に必要事項を記入し、久御山町役場
利用登録申請書・民生委員の意見書は久御山町役場
また、久御山町役場のホームページからもダウンロードできます。申請書の書き方は下記を参考にしてください。

- 申請書の提出時には、利用区分の確認をさせていただきますので、ご本人様の利用要件が確認できるもの(介護保険被保険者証、母子健康手帳、運転経歴証明書、身体障害者手帳、民生委員の意見書等)をご持参ください。
- 代理人申請、郵送での申請も可能です。また、事前に民生委員の意見書等が必要な場合は、福祉課へお問い合わせください。

福祉課に提出してください。
福祉課にあります。

2 利用登録証を受け取ります。

利用登録証は個人ごとに交付されます。

- デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」を利用するときには必要ですので、大切に保管してください。
- 他人に貸与することはできません。
- のってこタクシーの利用登録証では利用できませんのでご注意ください。

利用方法

年中無休(365日)で運行いたします。

運行時間は午前8時台から午後5時台までです。
乗車予定日時の1週間前から1時間前までに電話で予約をしてください。

予約受付時間は、午前8時から午後8時までです。
ただし、午前8時台に利用する場合は、前日の午後8時までに予約が必要となります。

様式第2号(第4条関係) 【新 規 ・ 変 更 ・ 更 新】
【のってこタクシー利用登録 有 無】

久御山町デマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」利用登録申請書

(あて先) 久御山町長 〇〇年〇〇月〇〇日

申請者(フリガナ) クミヤマ タロウ
氏名 久御山 太郎 ◎
住所 久御山町島田ミスノ38番地
生年月日 (〇〇年〇月〇日) (〇〇歳)
電話番号 075-631-〇〇〇〇 性別 男 ・ 女
(代理人) 氏名 ◎
住所 _____
電話番号 _____

確認書類を添えて利用登録証の交付申請をします。

承認事項	次の事項を承認し、申請します。 1. 本人確認のため、住民基本台帳で確認すること 2. タクシーの配車情報として使用するため、フリガナ、氏名、住所、電話番号、登録番号をタクシー会社に提供すること。 (※ タクシー会社による個人情報の二次利用、目的以外利用は契約等により禁止されています。) 3. 町が必要に応じて実施する調査に協力し、申請情報、運行情報等を制度の研究に活用すること。								
本人状況確認	<table border="1"><tr><td>A</td><td>要介護・要介護認定者 <input type="checkbox"/> 65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者</td></tr><tr><td>B</td><td>妊産婦 (母子手帳発行時から出産日後2年の月末) <input type="checkbox"/> 療育教室通室児の保護者</td></tr><tr><td>C</td><td>65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者 <input type="checkbox"/> 身体・療育・精神障害の各手帳所持者</td></tr><tr><td>D</td><td>自立支援医療受給者証所持者 (精神通院・育成医療) <input type="checkbox"/> 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者</td></tr></table> <p>※ D欄で、就学前の手帳等所持者は、保護者を対象とする。 ※ 上記の登録条件に該当する方は、交付申請書に下記の確認書類又は写しを添えて申請してください。 ※ 手帳番号・氏名・住所・等級・要介護状態・認定年月日・有効期限・出産予定日・民生委員の意見書など、年月日等の方から箇所の写しが必要となります。</p>	A	要介護・要介護認定者 <input type="checkbox"/> 65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者	B	妊産婦 (母子手帳発行時から出産日後2年の月末) <input type="checkbox"/> 療育教室通室児の保護者	C	65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者 <input type="checkbox"/> 身体・療育・精神障害の各手帳所持者	D	自立支援医療受給者証所持者 (精神通院・育成医療) <input type="checkbox"/> 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者
A	要介護・要介護認定者 <input type="checkbox"/> 65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者								
B	妊産婦 (母子手帳発行時から出産日後2年の月末) <input type="checkbox"/> 療育教室通室児の保護者								
C	65歳以上の自動車運転免許証の自主返納者 <input type="checkbox"/> 身体・療育・精神障害の各手帳所持者								
D	自立支援医療受給者証所持者 (精神通院・育成医療) <input type="checkbox"/> 特定医療費 (指定難病) 受給者証所持者								

要件の確認書類は次のとおりです。
○要介護、要支援認定者…介護保険被保険者証 ○65歳以上の移動困難で民生委員の意見を聴いて認める者…申請に関する意見書 ○妊産婦…母子健康手帳 ○療育教室通室児の保護者…療育教室通室決定書 ○運転免許証の自主返納者…運転経歴証明書 ○身体障害者…身体障害者手帳 ○知的障害者…療育手帳 ○精神障害者…精神障害者保健福祉手帳 ○自立支援医療受給者証所持者…精神通院・育成医療受給者証 ○特定医療費受給者証所持者…指定難病受給者証

発行年月日	登録番号	確認書類	手帳等No	有効期限	処理担当者
※ 年 月 日 Y	※	※	※	※ 年 月 日	※

※印は記入不要です。

デマンド乗合タクシー

登録番号 _____

利用者名 _____

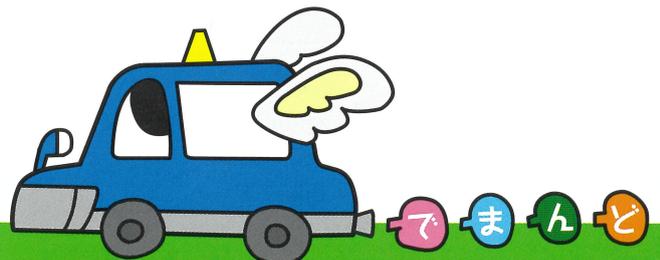
交付日 _____年 _____月 _____日

有効期限 _____年 _____月 _____日

予約センター
電話番号 **0120-22-9380**

【注意事項】
ご利用には、予約センターにご連絡ください。
この乗合タクシー「のってこ優タクシー」は申請範囲で利用できるもので、他の利用者と乗合する場合があります。予約状況によっては、ご乗車のお時間がない場合があります。
この登録証の使用はご本人に限ります。他人への貸与、譲渡はできません。利用の際は必ず乗務員にご提示ください。
不要になった場合は、久御山町役場 福祉課へお返しくください。

問い合わせ：久御山町役場 福祉課
TEL 075-631-9902、0774-45-3902
FAX 075-632-5953 E-mail @town.kumiyama.lg.jp



予約の仕方

予約は、利用の1時間前までに!

① 予約センター番号に電話します。**0120-22-9380**
(加茂タクシー株式会社)

② 登録番号、お名前をお伝えください。

登録番号：

お名前：

③ 利用したい日、乗車時間、人数をお伝えください。

○月○日 午前・午後 ○○時 ○人

※予約時間は、各時間帯 00分、15分、30分、45分の15分間隔で予約できます。
帰りの時間が分かる場合は、あわせて予約すると一度で済みます。

④ 乗車停留所と降車停留所をお伝えください。

《乗る所》 番号：

停留所名：

《降りる所》 番号：

停留所名：

※番号・停留所名は、停留所一覧をご確認ください。

支払方法

デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」回数券でのお支払いとなります。

- ・デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」回数券は100円券11枚綴を1,000円で販売いたします。
- ・デマンド乗合タクシー「のってこタクシー」回数券は久御山町役場（福祉課または新市街地整備課）、クロスピアくみやま、ゆうホール、のってこタクシー車内、のってこ優タクシー車内でお買い求めいただけます。

◆利用上の注意◆

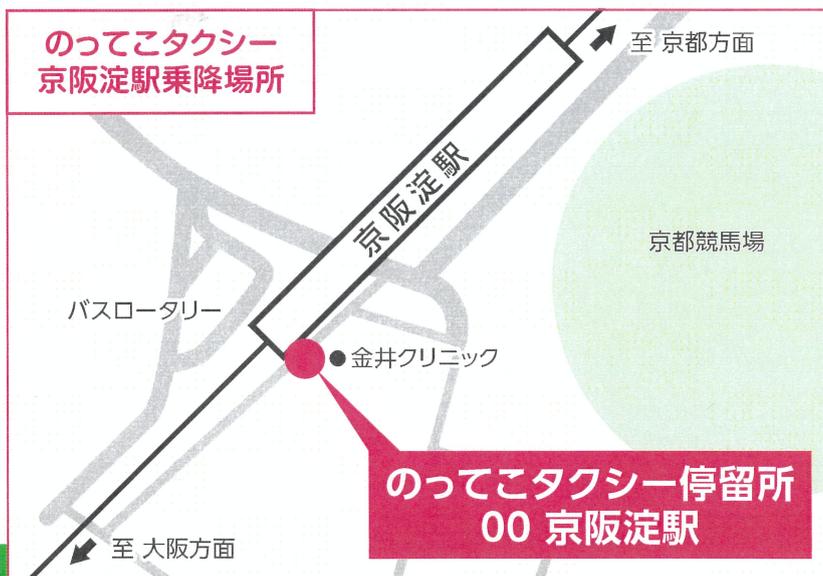
- ・停留所以外での乗車・降車はできません。(用事を済ますため、一時下車して車両を待機させることもできません。)
- ・予約した時間までに停留所でお待ちください。
※予約時間を過ぎてても乗車停留所におられない場合や連絡がつかない場合はキャンセルとなります。
- ・他の利用者との乗合や交通事情により、10分程度お待ちいただくことがあります。
- ・予約をせず、到着したデマンド乗合タクシー「のってこ優タクシー」に乗車することはできません。
- ・予約した内容に変更がある場合やキャンセルされる時は、すぐに予約センターへお電話ください。
- ・1人でご予約された場合であっても、他の人と乗り合うことがあります。
- ・予約が混み合った際など状況によっては、ご希望の時間に予約ができない場合があります。
- ・車いすのまま乗車できる介護タクシーではなく、従来からのセダンタイプのタクシーです。
電動車いすなど、折りたたみのできない場合は乗車できない場合があります。

のってこタクシーの京阪淀駅への特例的運行

のってこタクシーの特例的運行として京阪淀駅までの運行を実施しております。現在稼働中の停留所のうち、下表の11カ所の特例運行適用停留所と京阪淀駅の間にご利用いただけます。予約方法、運行時間、支払方法はのってこタクシーの利用方法と同じです。ぜひ、ご利用ください!

特例運行停留所	特例運行停留所へ運行可能とする乗降停留所	
停留所番号：00 京 阪 淀 駅	停留所番号：14	中 学 校 前
	停留所番号：15	野 村
	停留所番号：16	坊 之 池
	停留所番号：17	村 東
	停留所番号：18	中 島
	停留所番号：19	森
	停留所番号：20	相 島
	停留所番号：21	西 一 口
	停留所番号：22	排 水 機 場 前
	停留所番号：27	御 牧 小 学 校 前
	停留所番号：28	相 島 西

各1人あたりの料金	大人1人	大人500円	—
	大人2人	大人400円	—
	大人3人以上	大人300円	—
	小人のみ	—	小人300円
	大人1人・小人1人以上	大人400円	小人300円
	大人2人・小人1人以上	大人400円	小人200円
	大人3人以上・小人1人以上	大人300円	小人200円



淀駅中央改札を出て、階段またはエレベーターで1階まで降下、左手4番出口を出た向かいの「金井クリニック」前に停留所を設置しています。

※5番出口バスロータリー側では
ありません。





00 京阪淀駅

★特例運行適用停留所

01 淀新町

※停名表示板のみ

02 大橋辺

乗り継ぎ停留所

03 北川顔

30 風呂田

25 大藤神社西

※停名表示板のみ

04 近協パレス

06 藤和田南

05 藤和田

18 中島

★特例運行適用停留所

16 坊之池

★特例運行適用停留所

07 島田古堤防

08 島田

14 中学校前

★特例運行適用停留所

11 荒見

12 田井

乗り継ぎ停留所

09 久御山町役場前

10 下津屋北

83 西荒見

76 下津屋



凡例

乗り継ぎ 停留所	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの駅 クロスピアくみやま ・北川顔 ・久御山町役場前
路線バス	<ul style="list-style-type: none"> — 京阪中書島 — 近鉄大久保 — 京阪淀 — 京阪宇治等



乗り継ぎ停留所

51 まちの駅 クロスピアくみやま

令和7年度 久御山町高齢者専用バス回数券等購入助成金制度

申請期間	令和7年4月16日(水)～令和8年3月31日(火)
事業目的	町内公共交通の利用促進と高齢者の外出支援を目的に実施。
対象者	<u>令和7年4月1日において70歳以上(昭和30年4月1日以前生まれ)</u> であり、久御山町住民基本台帳に登録されている方。
助成額	半額助成。ただし、申請期間内 2,500 円の助成を限度とします。 (申請期間内、バスとタクシー券を合計5冊まで半額で購入できます。)
申請手続	申請は、役場 1 階福祉課のみで受け付けています。 <u>本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)</u> をご持参ください。 同一世帯の家族以外の方が申請される場合は、委任状が必要です。
回数券の種類	高齢者専用バス回数券 1,000円 /冊
	のってこタクシー利用回数券 1,000円 /冊
	※2種類とも、1冊に100円の回数券が11枚綴りとなっております。 ※バス・のってこタクシー回数券は 合計5冊 まで購入できます。

※申請手続き後の券種の交換、返金はできません。



お問い合わせ先: 久御山町役場 福祉課

TEL 075-631-9902 / 0774-45-3902